

## 15. 理由の説明（ガイドライン第18条）

### [ガイドライン]

第18条 電気通信事業者は、第16条第3項又は前条第2項若しくは第4項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めるものとする。

### （第18条の解説）

本条は、電気通信事業者が、本人からの開示等の求めに対して、第16条第3項又は第17条第2項若しくは第4項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めるものとするを規定したものである。なお、本人の求めに応じた措置をとる場合は、本人の求めによることがその措置をとる理由であり、理由が自明であることから、理由を説明することとはしていない。

### ○（好ましい事例）

事例15-1 本人から個人情報の開示を求められた場合であって、その求めに係る個人情報に第三者の通信の秘密に属する情報が含まれている場合に、本人に対して開示しない旨理由を付して知らせる。